## 曷可卜乡去乡命息 育丘トいき 念 1

——imago Dei から homo juridicus へ—— 西洋的法観念の形成市	古代ローマにおける水をめぐる関係と litis consortium 岡	――領事関係条約第三六条の個人の「権利」との関連で――接受国による保護義務及び責任の範囲について吉	少年院における禁煙指導	――法哲学の視点から―― リスク社会と環境国家竹	中立的行為による幇助の可罰性山	遺留分事前放棄者の代襲相続人の遺留分権について千	論説		関西大学法学論集 第五十六巻 総 目 次
原		原	田	下	中	藤			
靖			憲		敬	洋			
久二・三( 五九)	徹二三(一)	司 … 一	史一	賢	:	· == : : : : : : : : : : : : : : : : : :	号		
<u> </u>			$\widehat{}$	$\widehat{\underline{}}$		. ~		٠	
	$\overline{}$	八三	<u>五</u> 三	三五	三四		頁		
	$\sim$		$\widehat{}$		~				
( 1111 [111])	二六五)	(一八三)	<u>五</u> 三	蓋	三四		通 巻 頁	. •	

藤

洋 三·····二·三 (八九) (三五三)

四〇九(一四一五)

第五十六巻 総 目 次

トンオ王国の邢事制裁		──二○○四年参院選データによる分析── 徹選挙期間中における候補者ウェブサイトへのアクセス状況 石 橋 章 市 朗… 岡 本 哲 和	ドイツ・キリスト教民主主義政治史試論	——ドイツにおける最近の動向を中心に—— 国境を越えるREITと課税宮 本 十 至 子二・三(三九九)	――法社会学、法文化論の視座から――神権天皇制と象徴天皇制における〈制度的断絶性と意識的連続性〉角 田 猛 之…神権天皇制と象徴天皇制における〈制度的断絶性と意識的連続性〉	――別の視点よりする補足――公法抵触と国際租税法の端緒と進展(結語)本 浪 章 市…	ニュージーランドの罰金刑 永 田 憲 史…	――被害者の申立てによらない定期金賠償の可能性をめぐって――定期金賠償積極論と処分権主義越 山 和 広…	法案作成過程における規制の新設審査の分析 石 橋 章 市 朗…	——愛国法延長の政治的意味—— 民主主義と「テロ」との戦い大津留(北川)智恵子二・三(一四五)	F・フクヤマ教授の業績紹介を中心として フクヤマ教授と現代アメリカ問題 ····································	関法 第五六巻 六号 四
: : 四 四	<b>:</b> 四		<b>:</b> 四	::  -   ::	之二:三(三五五)	市二十三(三二三)	史二三(二六五)	広二十三(二二三)	朗二三(一七五)	: :	二]:三 (一 五)	四一〇(一四一六)
七五)			(	(三九ヵ	三五五	(11)	(二大五	(1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	一七五			四一六
T						<u> </u>	<u> </u>	$\Rightarrow$	$\frac{1}{\pi}$	$\widehat{\pi}$		$\sim$
八		← +:	\(\frac{1}{2}\)	· 六	· 六	Ti	一 五	风	加	风	=	
	八〇九)	七七四)	七三五)	(六六三)	(六一九)	五七七)	五元九	四八七)	四三九)	四〇九)	三七九)	

ローマ法における重要な事件と重要でない事件 岡			徹······五·六(  一)	(100七)
憲法の私人間適用という枠組みのほころび	村	枝	美五·六(五一)	(一〇五七)
K・レーヴェンシュタインにおける「コントロール」概念吉	田	栄	司五·六 (八五)	(一〇九一)
罰金刑の目的 永	田	憲	史五·六(一三一)	(一二三七)
――ドイツの議論を中心に―― 結果的加重犯の未遂佐	伯	和	也五·六(一五三)	(一五九)
犯罪論における「危険予測」の二元的構想山	中	敬	一五·六(一七五)	( 一八一)
――一つの覚書 ――一一つの覚書 ―――一一の覚書 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	田	久	一五·六(一九五)	(11101)
ドイツにおける労働者の行態を理由とする解雇と事前警告の法理藤	原	稔	弘五·六(二四九)	(二二五五)
――イタリア破棄院二〇〇三年六月一六日九六二九番判決を契機として――港湾当局への運送品の強制的委託に基づく運送人の責任栗	田	和	彦五・六(二八七)	(二二九三)
熟議制民主主義における議会の役割	大津留 (北川		)智恵子五・六(二一五)	(
フランスにおける政治意識調査から現代政治における左右対立軸(持続と変化)森	本	哲	郎五·六(三四一)	(一三四七)
現代フランスの極右とポピュリズム土	倉	莞	爾五·六(三七五)	(一三八一)

研究ノート

――メクレンブルク・フォアポンメルン州(ドイツ)における公益労働を用いた経験――「罰金刑不払により刑務所へ収容される者の数の削減」永 田 憲 史一フリーダー・デュンケル著	紹 介	京都医療少年院	施設見学記録② 宇治少年院	資 料	英国 REIT 税制における論点整理四	——非国際的武力紛争の場合—— 国際人道法における反徒の法的地位守谷(上地)瑠美子四	条約法条約の逐条コメンタリー(五)四	——現代日中関係論にむけての一考察—— 小泉外交における孤立主義的局面について 眞 鍋 俊 二一小泉外交における孤立主義的局面について 真 鍋 俊 二一
(三五六)( 二五六)					(三〇五) (九三九)	(一八五) ( 九一九)	(一一四) (八四八)	(1111七) (1111七)

(ミネルヴァ書房、二〇〇三年)【グロティウスの国際政治思想―太田義器著 -主権国家秩序の形成-\_] .....安 武 真 隆……四

(二五二) (九八六)

四一三 (一四一九)